

防府市立華西中学校いじめ防止基本方針

(1) いじめの未然防止

- 教職員同士のコミュニケーション活動を活発にし、生徒の状況等について、組織全体での情報の共有を図る。
- すべての生徒が能力を最大限に発揮できるよう、援助するための教育相談を学期に1回実施する。
- できるだけ生徒とのふれあいの機会を増やし、生徒の行動を観察すると同時に、信頼関係をつくる。
- 生徒が自ら考え、判断し、表現する学習活動を展開し、互いに学び合い、学習内容を深めさせる授業を実践する。
- 「いじめを見抜く」「いじめを許さない」「いじめを傍観しない」などの心情や態度を育成する道徳の授業を実践する。
- 学級活動をはじめ、学校行事、生徒会活動、部活動において、内容・方法等を改善・工夫することにより、生徒が主体的に取り組めるような場を設定する。
- 他者の思いを大切にすることの思いやりの心を醸成するために、社会性を育み、人間関係や生活体験を豊かなものとする集団活動及び体験活動を推進する。
- ネットに関することでは、発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。匿名でも書き込みをした人は、特定できること。違法情報や有害情報が含まれていること。書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。一度流出した情報は、簡単には回収できないことを生徒に理解させる。
- 生徒たちのパソコンや携帯電話を管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭におけるルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討することを保護者に伝える。

(2) いじめの早期発見

- SC、SSWも含めたすべての教職員が関わる連携体制を確立して、日頃から生徒の様子をきめ細かく把握することに努める。
- 全校体制で、生徒の多面的・多角的な情報収集・実態把握に努め、記録等にまとめるとともに、すべての教職員で情報の共有を図る。
- うしお（生活ノート）、生活アンケート、教育相談事前アンケート、「Q-U検査」等により、総合的に内面の変化をとらえ、個別の教育相談を実施する。
- 日常の対話や遊びなどを通して生徒が発するサインを鋭くキャッチする。
- 生徒に信頼感や安心感を抱かせるために、どのような悩みでも相談に応じるなど、寄り添った対応を行う。
- 悩みを抱えている生徒・保護者がいつでも相談できるように、様々な相談機関があることを周知する。

(3) いじめへの早期対応

- ・ 事実関係の確認…日常の観察や聴き取り等により、状況等の詳細を把握する。
- ・ 「いじめ対策委員会」の開催…把握した事実を基に今後の対応等について協議する。
- ・ いじめられている生徒の気持ちを共感的に理解するとともに、全教職員で支え、守り、解決することを約束する。
- ・ いじめられている生徒の保護者には、直ちに状況を整理し、できる限り早期に伝える。また、今後の対応方針等の説明、解決に向けての協力依頼等、誠意をもって対応する。
- ・ いじめている生徒には、自分の言動で相手にどれほどの深刻な苦痛を与えたか認識させ、再びそのようなことを行わない気持ちを強くもたせるように指導する。
- ・ いじめている生徒の保護者には、いじめが人権に関わる重大な問題であることの理解を得る。また、今後の当該生徒への指導・支援の在り方を共に考えるとともに、いじめられた生徒・保護者への謝罪等を行う場を設定するなど、今後の学校生活における人間関係の再構築を支援する。
- ・ 周囲の生徒には、いじめられている生徒がいじめによってどんなに辛く、悲しい思いをしているかを感じとらせ、もし、いじめを見たら、制止するか、それができなくても教職員に相談するように働きかける。
- ・ ネットいじめについては、実際に掲示板やアプリ上の書き込み等を確認するとともに、本文等をプリントアウト又は写真撮影するなどして記録しておく。
- ・ 掲示板管理者等への削除依頼、コミュニティサイト利用者（生徒）への直接指導による削除の徹底・確認等、具体的な対応を行う。

(4) 重大事態への対応

- ・ 重大事態が発生した場合は、教育委員会を通じて市長へ報告する。
- ・ いじめられている生徒の立場に立って、いじめから守り通すため、保護者と十分に連携を図り、緊急避難としての欠席、就学校の指定変更や区域外就学、学級替え等、生徒への最善の方法を検討する。
- ・ いじめている生徒には、必要があれば、毅然とした厳しい対応が求められる。その際には、保護者の理解を十分得ながら、教育的配慮の下、個別指導や出席停止措置等、適切に指導する。なお、こうした措置を講ずることについては、保護者の理解・協力を得ながら、関係機関と連携して対応する。
- ・ SC、SSW、学校評議員、弁護士、大学関係者、精神科医、臨床心理士社会福祉士、人権擁護委員、少年安全サポーター等、外部専門家で構成する調査委員会を設置し、中立的な立場から調査を行う。
- ・ 生徒の自殺という事態が起こった場合の背景調査については、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調

査研究協力者会議)を参考にしながら、遺族の心情に寄り添い、要望や意見等を十分に聴き取りながら、知り得た情報等を丁寧に提供していくよう配慮する。また、遺族がより詳しい調査を望む場合、必要に応じて、公平・中立かつ総合的に分析・評価を行う中立的な立場の調査委員会を設置するため、市教育委員会と連携して対応する。

(5) 家庭や地域・関係機関と連携した取組

- いじめの問題に対する学校の姿勢を機会あるごとに家庭に示し、いじめに対する認識を深め、協働して取り組む。
- 学校評価等による保護者からの意見を生かし、学校及び組織の活性化を図る。
- 学校だよりの発行、学校ウェブサイトの工夫改善及び定期的な更新、電子メール等を活用した情報発信に努め、学校に対しての理解と信頼が深まる取組を推進する。
- 地域との情報交換を密にし、学校を中心とした地域の情報ネットワークを構築する。
- 保護者や地域の健全育成協議会等と連携して、組織的な巡回指導等を行う。
- 子ども会や自治会などの地域活動等に生徒の積極的な参加を促す。
- P T Aや学校支援ボランティアなどと連携し、より一層開かれた学校づくりを推進する。
- P T Aや学校運営協議会等と連携し、いじめ問題解決の取組を検証し、改善を図る
- 市教育委員会に相談し、いじめの早期解決のため、教育相談機関等の関係機関との積極的な連携・協力を行う。
- あくまでも学校の主体性を保ちつつ、所轄警察署と連携して対応する。特に、いじめが犯罪行為である疑いがある場合は、少年安全サポーターや所轄警察署等に情報を提供して対応する。

「いじめ」を許さない！～すべての子どもたちの豊かな学校生活のために～

防府市立華西中学校

いじめが大きな社会問題となっています。いじめは、人の心と体を傷つけるだけでなく、不登校や命を奪うことにもつながりかねない深刻な問題です。いじめの解決は、いじめが発生したときだけではなく、普段から子ども、学校、家庭のそれぞれが日常生活の中で継続して取り組んでいくことが大切です。「どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものである」という基本的な認識に立って、本校では、以下の点について重点的に取り組んで参ります。

- 児童（生徒）の発する小さなサインを見逃さず、御家庭とも連絡を取りながら、迅速かつ確にいじめの早期発見・早期解決に努めます。
- 人権尊重の精神を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等のすべての学校教育活動を通して、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身に付けることのできる教育活動を展開します。
- いじめを発見したら、いじめられている児童（生徒）を「絶対に守る」という姿勢を明確に示し、心のケアはもとより、学校生活全般において安全を確保します。
- いじめられている児童（生徒）に対しては、自己の問題点に気付かせ、謝罪の気持ちを醸成させるようねばり強く個別に指導し、内容によっては関係機関と連携し、毅然とした対応をします。
- すべての教職員をあげて、いじめの全容解明に努め、再発防止策を講じます。

いじめ発見のポイント

いじめ防止のためには、早期発見・早期対応が重要です。家庭や地域社会においても、子どもたちの健やかな成長を願って、ぜひ御協力をお願いします。

いじめられている子どものサイン

【日常の変化】

- 何となく子どもの態度がおかしい
- 沈みがちで、表情がさえない
- おどおどして、何かにおびえている
- 感情の起伏が激しくなり、いつもイライラしている
- あいさつしても返事が返ってこない
- 言葉遣いが荒くなる
- 衣服が泥まみれになって帰ってくる
- 身体にアザや引っかき傷がある
- 食欲が落ち、眠れない日が続く
- 登校を嫌がったり、登校時に不調を訴えたりする
- 自分の部屋に閉じこもることが多い
- ノート等に悩みを書き込んでいる
- 自殺をほめかす言葉を口にする
- もう一度生まれ変わりたいとききりに言う

【対人関係の変化】

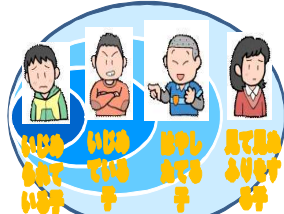
- 友だちが遊びに来なくなる
- 外へ出て遊ぶとうしなくなる
- 学校のことを話したがらない
- 部活動をやめたい、学校をやめたい、転校したいという
- 電話に出たがらない、メールを見たがらない

【持ち物の変化】

- 持ち物がよく隠される、壊れる、なくなる
- 持ち物に落書きされる
- カッターナイフなどの刃物をポケットに入れていく
- 小遣い以上のお金を求めたり、家から勝手に金品を持ち出したりする

【家族との関係の変化】

- 家族に反抗的になり、よく八つ当たりする
- 家族と口をきかなくなる
- 弟や妹、ペットをいじめる
- 今までにない甘えをする



いじめている子どもサイン

- 友だちへの対応がやや口論になっている
- 貸し与えていない物を持っている
- 与えた以上のお金を持っている

いじめの構造は、複雑です。解消するには、学校・家庭・地域社会が緊密な連携を図っていくことが重要です。PTAの会合などにおいても、いじめ問題根絶の話し合い等をぜひ行ってください。

いじめの定義

■「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。〔いじめ防止対策推進法第二条〕

いじめに関する相談窓口

家でのお様の様子に何か変化を感じたら、子どもにしっかり寄り添いながら、話を聞いたり、家庭での様子を振り返ったりするなど、「もしや、うちの子がいじめられているのでは」と冷静に思い直してみましょう。

親が一人で悩みを抱えてしまうと、解決が遅れ、深刻な事態になっていくことも考えられます。

学校はもとより、様々な相談窓口があります。ぜひとも相談してください。

- 防府市教育委員会 学校教育課 0835-25-2490
- 防府市教育委員会 教育相談電話 0835-23-1135
- こどもの人権110番（山口地方事務局） 0120-007-110
- サイバー犯罪対策室（山口県警本部） 083-922-8983
- ヤングテレホン・やまぐち（山口県警本部） 0120-49-5150
- いじめ110番（やまぐち総合教育支援センター）
083-987-1202
- ふれあい総合テレホン（やまぐち総合教育支援センター）
083-987-1240
- 山口県教育庁行政相談室（教育庁教育政策課） 083-933-4531
- ふれあいメール（やまぐち総合教育支援センター）
soudan@center.ysn21.jp

いじめに関わらず、お子様の様子で気になることがありましたら、遠慮なく御連絡ください。

防府市立華西中学校 代表 0835-29-0121